

## 第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

### 一 固定資産の取得価額等

改 正 後	改 正 前
<p><u>(被災者用仮設住宅の設置費用)</u></p> <p><u>6-3-27の2 連結法人が、災害により被災した役員又は従業員(以下6-3-27の2において「従業員等」という。)の住居として一時的に使用する建物(以下6-3-27の2において「仮設住宅」という。)の用に供する資材(以下6-3-27の2において「仮設住宅用資材」という。)の取得又は賃借をして仮設住宅を設置した場合において、当該仮設住宅の組立て、設置のために要した金額につきその居住の用に供した日の属する連結事業年度において費用として経理したときには、これを認める。</u></p> <p><u>連結法人が取得をした仮設住宅用資材について、これを反復して使用する場合には、通常の例により償却するものとするが、仮設住宅のためにのみ使用することとしている場合には、その見積使用期間を基礎として償却することを認める。この場合において、当該見積使用期間を基礎として償却を行うときは、その取得価額から当該見積使用期間に基づき算定した処分見込価額を控除した金額を基礎として償却額を計算するものとする。</u></p> <p><u>(注) 連結法人が、仮設住宅の一部を自己の従業員等以外の被災者の居住の用に供した場合においても、同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

## 二 資本的支出と修繕費

改 正 後	改 正 前
<p><u>(損壊した賃借資産等に係る補修費)</u></p> <p><u>6-8-11 連結法人が賃借資産（賃借をしている土地、建物、機械装置等をいう。）につき修繕等の補修義務がない場合においても、当該賃借資産が災害により被害を受けたため、当該連結法人が、当該賃借資産の原状回復のための補修を行い、その補修のために要した費用を修繕費として経理したときは、これを認める。</u></p> <p><u>連結法人が、修繕等の補修義務がない販売をした又は賃貸をしている資産につき補修のための費用を支出した場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>(注)1 この取扱いにより修繕費として取り扱う費用は、20-2-12(災害損失特別勘定の設定)の災害損失特別勘定への繰入れの対象とはならないことに留意する。</u></p> <p><u>2 当該連結法人が、その修繕費として経理した金額に相当する金額につき賃貸人等から支払を受けた場合には、その支払を受けた日の属する連結事業年度の益金の額に算入する。</u></p> <p><u>3 連結法人が賃借している法第64条の2第1項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース資産が災害により被害を受けたため、契約に基づき支払うこととなる規定損害金(免除される金額及び災害のあった日の属する連結事業年度において支払った金額を除く。)については、災害のあった日の属する連結事業年度において、未払金として計上することができることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

### 三 還付

改 正 後	改 正 前
<p><u>(仮決算の連結中間申告による所得税額の還付における災害損失の額の計算)</u></p> <p><u>20-2-1</u> 20-2-8から20-2-20まで(災害損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲等)は、法第81条の20第4項(仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等)の規定を適用する場合の災害損失の額(令第155条の47第2項(仮決算をした場合の連結中間申告)において準用する令第150条の2第4項(仮決算をした場合の中間申告)に規定する損失の額をいう。)の計算について準用する。</p> <p><u>(連結欠損金の繰戻しによる還付における還付金額の計算)</u></p> <p><u>20-2-2</u> 法第81条の31第1項(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定による連結所得に対する法人税の還付請求があった場合において、当該還付請求について還付すべき金額は、当該金額の算定を行う時において確定している還付所得連結事業年度(同項に規定する還付所得連結事業年度をいう。以下この節において同じ。)の連結所得の金額及び連結所得に対する法人税の額並びに欠損連結事業年度(同項に規定する欠損連結事業年度をいう。)の連結欠損金額(当該連結欠損金額が請求に係る還付金額の計算の基礎として連結親法人が還付請求書に記載した連結欠損金額を超える場合には、その記載した金額)を基礎として同項の規定により計算した金額による。</p> <p><u>(注) 同条第4項又は第5項において準用する同条第1項の規定による連結所得に対する法人税の還付請求があった場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>(還付請求書だけが期限後に提出された場合の特例)</u></p> <p><u>20-2-3</u> 連結親法人が法第81条の22(連結確定申告)の規定による連結確定申告書を期限内に提出し、当該申告書に記載された連結欠損金額に基づいて連</p>	<p>(新 設)</p> <p><u>(還付金額の計算)</u></p> <p><u>20-2-1</u> 法第81条の31第1項(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定による連結所得に対する法人税の還付請求があった場合において、当該還付請求について還付すべき金額は、当該金額の算定を行う時において確定している還付所得連結事業年度の連結所得の金額及び連結所得に対する法人税の額並びに欠損連結事業年度の連結欠損金額(当該連結欠損金額が請求に係る還付金額の計算の基礎として連結親法人が還付請求書に記載した連結欠損金額を超える場合には、その記載した金額)を基礎として同条第1項の規定により計算した金額による。</p> <p><u>(還付請求書だけが期限後に提出された場合の特例)</u></p> <p><u>20-2-2</u> 連結親法人が法第81条の22(連結確定申告)の規定による連結確定申告書を期限内に提出し、当該申告書に記載された連結欠損金額に基づいて連</p>

改 正 後	改 正 前
<p>結所得に対する法人税の還付請求書を期限後に提出した場合において、その期限後の提出が錯誤に基づくものである等期限後の提出について税務署長が真にやむを得ない理由があると認めるときは、法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定を適用することができるものとする。</p> <p><u>㉔ 同条第5項において準用する同条第1項の規定による連結所得に対する法人税の還付請求があった場合においても、同様とする。</u></p> <p><u>(還付所得連結事業年度が2以上ある場合の繰戻し還付)</u></p> <p><u>20-2-4 法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用に当たり、還付所得連結事業年度が2以上ある場合、連結欠損金額又は災害損失欠損金額をいずれの還付所得連結事業年度に配分するかは連結親法人の計算によることに留意する。</u></p> <p><u>(更生手続の開始の意義)</u></p> <p><u>20-2-5 法第81条の31第4項(連結欠損金の繰戻しによる還付の特例)に規定する「更生手続の開始」とは、更生手続の開始の申立て(会社更生法第234条(更生手続の終了事由)等に規定する更生手続開始の申立てを棄却する決定があった場合のその申立てを除く。)があったことをいうものとする。</u></p> <p><u>(連結中間申告書の提出を要しない連結親法人の還付請求)</u></p> <p><u>20-2-6 連結中間事業年度(災害(法第81条の31第5項(連結欠損金の繰戻しによる還付)に規定する災害をいう。以下この節において同じ。)のあった日から同日以後6月を経過する日までに終了するものに限る。)について、法第81条の19第1項ただし書(連結中間申告)又は第81条の19の2(連結中間申告書の提出を要しない場合)の規定により連結中間申告書の提出を要し</u></p>	<p>結所得に対する法人税の還付請求書を期限後に提出した場合において、その期限後の提出が錯誤に基づくものである等期限後の提出について税務署長が真にやむを得ない理由があると認めるときは、法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(更生手続の開始の意義)</u></p> <p><u>20-2-3 法第81条の31第3項(連結欠損金の繰戻しによる還付の特例)に規定する「更生手続の開始」とは、更生手続の開始の申立て(会社更生法第234条(更生手続の終了事由)等に規定する更生手続開始の申立てを棄却する決定があった場合のその申立てを除く。)があったことをいうものとする。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ないこととされている連結親法人であっても、当該連結中間事業年度において生じた災害損失欠損金額（法第 81 条の 31 第 5 項に規定する災害損失欠損金額をいう。以下この節において同じ。）について同項において準用する同条第 1 項の規定による災害損失の繰戻しによる連結所得に対する法人税の還付を請求することができることに留意する。</u></p> <p><u>（滅失損等の計上時期）</u></p> <p><u>20－2－7 令第 156 条第 3 項《連結欠損金の繰戻しによる還付》において読み替えて準用する令第 154 条の 3 第 4 項第 1 号《欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実等》に掲げる損失の額は、災害のあった日の属する連結事業年度（以下この節において「被災連結事業年度」という。）又は災害のやんだ日の属する連結事業年度において損金経理をした金額に限る。ただし、同号括弧書に規定する取壊費等については、災害のやんだ日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに支出したものを当該支出の日の属する連結事業年度において損金経理をしたときは、これを認める。</u></p> <p><u>（災害損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲）</u></p> <p><u>20－2－8 令第 156 条第 3 項《連結欠損金の繰戻しによる還付》において準用する令第 154 条の 3 第 3 項《欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実等》の固定資産に準ずる繰延資産とは、繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものをいうのであるから、次に掲げるような繰延資産が該当する。</u></p> <p><u>(1) 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出した費用</u></p> <p><u>(2) 固定資産を賃借し又は使用するために支出した権利金、立退料その他の費</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>用</p> <p><u>(3) 広告宣伝の用に供する固定資産を贈与したことにより生じた費用</u></p> <p><u>(四) 繰延資産を計上している連結法人がその繰延資産の対象となった固定資産の損壊等により復旧に要する費用を支出した場合において、その復旧に要する費用が支出時の損金として認められるときは、その支出した費用の額は令第156条第3項《連結欠損金の繰戻しによる還付》において読み替えて準用する令第154条の3第4項《欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実等》に規定する損失の額（以下この節において「災害損失の額」という。）に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(災害損失の額に含まれる棚卸資産等の譲渡損)</u></p> <p><u>20-2-9 棚卸資産又は固定資産の譲渡による損失の額は、災害損失の額には含まれないのであるが、被災連結事業年度において、連結法人が、災害により著しく損傷したこれらの資産を譲渡したことにより生じた損失の額のうち被害を受けたことに基因する金額を災害損失の額に含めているときは、これを認める。</u></p> <p><u>(災害損失の額に含まれない費用の範囲)</u></p> <p><u>20-2-10 災害損失の額には、けが人への見舞金、被災者への弔慰金等のように滅失又は損壊した資産に直接関連しない費用は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(災害損失特別勘定を設定した場合の災害損失の範囲)</u></p> <p><u>20-2-11 法第81条の31第5項《連結欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用に当たり、被災連結事業年度において20-2-12《災害損失特別勘定の設定》により災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、当該被災連結事業年度の災</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>害損失の額に含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(災害損失特別勘定の設定)</u></p> <p><u>20-2-12 連結法人が被災資産の修繕等のために要する費用を見積もった場合には、被災連結事業年度において 20-2-13《災害損失特別勘定の繰入限度額》に定める繰入限度額以下の金額を損金経理により災害損失特別勘定に繰り入れることができる。</u></p> <p><u>(注)1 この節において、被災資産とは、次に掲げる資産で災害により被害を受けたものをいう。</u></p> <p><u>(1) 連結法人の有する棚卸資産及び固定資産（連結法人が賃貸をしている資産で、契約により賃借人が修繕等を行うこととされているものを除く。）</u></p> <p><u>(2) 連結法人が賃借をしている資産又は販売等をした資産で、契約により当該連結法人が修繕等を行うこととされているもの</u></p> <p><u>2 災害のあった日の属する連結中間事業年度（以下この節において「被災連結中間期間」という。）に係る法第 81 条の 20《仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等》の規定による連結中間申告書を提出する場合には、その被災連結中間期間において災害損失特別勘定に繰り入れることができることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(災害損失特別勘定の繰入限度額)</u></p> <p><u>20-2-13 20-2-12《災害損失特別勘定の設定》の災害損失特別勘定の繰入限度額は、次の(1)又は(2)に掲げる金額のうちいずれか多い金額の合計額（当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下この節において「保険金等」という。）により補填される金額がある場合には、</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>当該金額の合計額を控除した残額</u>とする。</p> <p>(1) <u>被災資産（法第 33 条第 2 項（資産の評価損の損金算入）の規定の適用を受けたものを除く。）の被災連結事業年度終了の日における価額がその帳簿価額に満たない場合のその差額に相当する金額</u></p> <p>(2) <u>被災資産について、災害のあった日から 1 年を経過する日までに支出すると見込まれる次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この節において「修繕費用等」という。）の見積額（被災連結事業年度終了の日の翌日以後に支出すると見込まれるものに限る。）</u></p> <p>イ <u>被災資産の滅失、損壊又は価値の減少による当該被災資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用</u></p> <p>ロ <u>土砂その他の障害物を除去するための費用</u></p> <p>ハ <u>被災資産の原状回復のための修繕費（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含む。）</u></p> <p>ニ <u>被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用</u></p> <p>ホ <u>被災資産に係る被害の拡大を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用（災害により棚卸資産及び固定資産にまさに被害が生ずるおそれがあると思込まれる場合のこれらの資産に係る被害の発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用を含む。）</u></p> <p>(注)1 <u>法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、上記(2)の「災害のあった日から 1 年を経過する日」は、「修繕等の工事に着手できることとなる日から 1 年を経過する日」と読み替えることができる。</u></p> <p>2 <u>上記(2)に掲げる金額により災害損失特別勘定に繰り入れる場合には、次のことに留意する。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>6-7-2《有姿除却》の適用を受けた資産については、上記イ、ロ及びホに掲げる費用に限り災害損失特別勘定への繰入れの対象とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>法第33条第2項の規定により評価損を計上した資産については、上記ロ、ニ及びホに掲げる費用に限り災害損失特別勘定への繰入れの対象とすることができる。</u></p> <p><u>(被災資産の修繕費用等の見積りの方法)</u></p> <p><u>20-2-14 20-2-13《災害損失特別勘定の繰入限度額》の(2)の修繕費用等の見積額は、その修繕等を行うことが確実な被災資産につき、例えば次の金額によるなど合理的に見積もるものとする。</u></p> <p>(1) <u>建設業者、製造業者等による当該被災資産に係る修繕費用等の見積額</u></p> <p>(2) <u>相当部分が損壊等をした当該被災資産につき、次のイからロを控除した金額</u></p> <p>イ <u>再取得価額又は国土交通省建築物着工統計の工事費予定額から算定した建築価額等を基礎として、その取得の時から被災連結事業年度終了の日まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額</u></p> <p>ロ <u>被災連結事業年度終了の日における価額</u></p> <p>(注) <u>被災連結中間期間において災害損失特別勘定に繰り入れる場合には、上記の「被災連結事業年度終了の日」は「被災連結中間期間終了の日」と読み替えることに留意する。</u></p> <p><u>(災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の添付)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>20-2-15 災害損失特別勘定への繰入れを行う場合には、その繰入れを行う被災連結事業年度の連結確定申告書又は被災連結中間期間に係る法第81条の</u></p>	<p>(新 設)</p>



改 正 後	改 正 前
<p><u>20-2-17 20-2-16《災害損失特別勘定の益金算入》の(1)又は(2)に掲げる連結事業年度において災害損失特別勘定の金額を益金の額に算入する場合には、当該連結事業年度の連結確定申告書に災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書を添付するものとする。</u></p> <p><u>この場合、当該明細書の書式は、法人税基本通達 12-2-11《災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の添付》の付表の書式（これに準ずる書式を含む。）による。</u></p> <p><u>（修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例）</u></p> <p><u>20-2-18 連結法人が、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により1年経過連結事業年度終了の日までに完了しなかったため、同日において災害損失特別勘定の残額（次の(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額をいう。以下 20-2-18 において同じ。）を有している場合において、当該連結法人に係る連結親法人が当該1年経過連結事業年度終了の日までに災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書を所轄税務署長（当該連結親法人が国税局の調査課所管法人である場合には、所轄国税局長）に提出し、その確認を受けたときは、修繕等が完了すると見込まれる日の属する連結事業年度（以下 20-2-18 において「修繕完了連結事業年度」という。）をもって 20-2-16《災害損失特別勘定の益金算入》の(1)の1年経過連結事業年度とすることができる。</u></p> <p><u>(1) 被災連結事業年度において災害損失特別勘定に繰り入れた金額</u></p> <p><u>(2) 被災連結事業年度終了の日の翌日から1年経過連結事業年度終了の日までにおいて被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入する金額の合計額（保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額。以下 20-2-18 において「修繕済額」という。）</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(注) 1 上記の取扱いの適用を受ける場合には、その取扱いの適用を受ける前の1年経過連結事業年度までの各連結事業年度において、修繕済額と災害損失特別勘定の残額から修繕費用等の見込額（1年経過連結事業年度終了の日の翌日から修繕完了連結事業年度終了の日までに支出することが見込まれる修繕費用等の金額の合計額（保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額とし、災害損失特別勘定の残額を限度とする。）をいう。）を控除した金額との合計額に相当する災害損失特別勘定の金額を益金の額に算入することとなる。</u></p> <p><u>2 「修繕完了連結事業年度」、「被災連結事業年度」及び「1年経過連結事業年度までの各連結事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度とする。</u></p> <p><u>(災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書の書式)</u></p> <p><u>20-2-19 20-2-18《修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例》により災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認の申請を行う場合の申請書の書式は、法人税基本通達 12-2-13《災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書の書式》の付表の書式（これに準ずる書式を含む。）による。</u></p> <p><u>(繰延資産の基因となった資産について損壊等の被害があった場合)</u></p> <p><u>20-2-20 20-2-12 から 20-2-19 まで《災害損失特別勘定の設定等》は、災害により令第 156 条第 3 項《連結欠損金の繰戻しによる還付》において準用する令第 154 条の 3 第 3 項《欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実等》に規定する繰延資産につき、当該繰延資産に係る他の者の有する固定資産について損壊等の被害があった場合について準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(修繕費用等の支出がある場合の災害損失の額の計算)</u></p> <p><u>20-2-21 法第 81 条の 31 第 5 項(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用に当たり、20-2-12(災害損失特別勘定の設定)により災害損失特別勘定に繰り入れた被災連結事業年度(当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)後の連結事業年度開始の日において災害損失特別勘定の金額がある場合には、当該連結事業年度において修繕費用等として損金の額に算入した金額(保険金等により補填された金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額とし、災害損失の額に該当する部分の金額に限る。)の合計額から当該連結事業年度開始の日における災害損失特別勘定の金額を控除した残額が当該連結事業年度における災害損失の額となることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(災害損失欠損金額と連結欠損金額がある場合の繰戻し還付)</u></p> <p><u>20-2-22 連結親法人(措置法第 68 条の 98 第 1 項各号(中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に掲げる連結親法人に限る。)が、法第 81 条の 31 第 5 項(連結欠損金の繰戻しによる還付)において読み替えて準用する同条第 1 項に規定する欠損連結事業年度(連結中間事業年度を除く。)において、同項の規定の適用を受ける災害損失欠損金額以外の連結欠損金額を有する場合には、当該連結欠損金額について同条第 1 項の規定による連結所得に対する法人税の還付請求ができることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>